

東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に関する意見書

平成23年3月11日、三陸沖で発生した国内観測史上類を見ない巨大地震は、大津波を引き起こし、多くの尊い人命と住宅など貴重な財産を奪い、鉄道・道路など交通網をはじめ水道・電気などのライフラインを破壊するなど、東北地方を中心に東日本の広範囲に甚大な被害をもたらした。

また、翌12日には長野県北部で発生した地震により栄村はじめ近隣自治体だけでなく、当市においても大きな被害を受けたところである。

今回の大震災は、国や地方自治体における危機管理と防災体制の在り方について様々な見直しを迫るものであるが、中でも福島原子力発電所の事故は、有事の際における我が国の原子力発電の安全性に根本的な課題を投げかけた。近年大地震が頻発する中、日本海沿岸には新潟県柏崎市、福井県敦賀市をはじめ幾つもの市町村内に原子力発電所が稼動しており、住民に大きな動揺と不安が広がっている。また、今回の福島原発に見られるとおり、事故に伴う影響は周辺地域にとどまらず広範囲に及ぶことから、すべての地方自治体にとって憂慮すべき問題である。国においては、二度とこのような事態が起きないように早急に十分な検証を行い、実効ある対策を講ずることについて強く求めるものである。

当市議会は、この度の未曾有の災害に対し被災地の一日も早い復興を心から願い、今後も支援を継続することを確認するとともに、これまで以上に市民の安全及び安心な暮らしを守るための防災対策の強化を強く要望する。

記

被災者救援の強化

- 1 医師、看護師、医薬品等を確保し、医療提供体制を整え、特に高齢者、人工透析患者等の疾病者、障がい者、子ども、妊産婦といった災害弱者の支援に万全を期すこと。
- 2 市町村が被災地からの避難者に対する支援を積極的に行えるよう、避難者が公費負担医療を受ける場や、避難者に児童扶養手当や生活保護費を支給した場合の費用負担を全額国庫負

担とするなど、国として費用負担のあり方を明確にすること。

生活再建の支援

- 1 被災者に対しては、早急に仮設住宅の建設をはじめとする住宅確保を行うとともに生活再建のための資金手当等の支援を強化すること。

ライフライン等の早期復旧

- 1 電気、ガス、上・下水道、電話等通信手段などのライフラインや鉄道・バス等の公共交通機関の一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。
- 2 大きな被害を受けた道路、橋梁、港湾、空港等の公共建築物、医療関連施設、福祉関連施設及び文教施設の早期復旧を図るとともに、農林水産業をはじめとする地域経済の復興についても最大限の支援を行うこと。

原子力災害対策

- 1 原子力災害への対応にすべての責任を有する国は、事態の早期収束に全力で取り組むこと。
- 2 原子力発電所の立地地域住民の健康管理対策や避難先における生活確保等、その支援に万全を期すとともに、事故の概要や原因、近隣住民に与える影響等、情報公開を十分に行い、国民の不安解消に最善を尽くすこと。
- 3 農水畜産物や飲料水に対する放射能測定の結果、安全性が確認された場合には、国民に正確に理解されるよう、国において積極的に報道機関等に対し、的確な情報と知識の提供に最大限の努力を払い、風評被害の防止に努めること。
- 4 原子力災害対策特別措置法に基づき出荷自粛を求められた農業者や現に風評による価格下落などの損害を被っている関係事業者に対して、農畜産物の買い取りなどを含め、速やかに万全の補償を行うこと。また、流通関係全般における風評被害を抑制するよう、監視強化などあらゆる施策を早急に講じ、出荷自粛や風評被害に直面している関係事業者の窮状を踏まえ、当面の生活や経営維持のためのつなぎ資金対策を行うこと。
- 5 原発事故に伴い様々な影響を被った関係事業者の円滑な経営再開・再建を支援するため、今後、政府として中長期的な対策を含めて万全の措置を講じること。

- 6 原子力発電所の一部停止等に伴う電力不足に対して、国民の合意の得られる対応策をとるとともに、再生可能なエネルギーの開発・普及により積極的に取り組むこと。
- 7 事故の復旧に携わる作業員の被曝の軽減と健康被害への対策を強化するとともに、必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 6月22日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
外務大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様
経済産業大臣様
国土交通大臣様
内閣府特命担当大臣様

長野県飯山市議会議長 久保田 幸治